

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第50号	三田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
介護保険課	<p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の14第3項 ・ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号） ・ 介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号） <p>【趣 旨】</p> <p>指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【内 容】</p> <p>基本指針【第4条】</p> <p>（現行）～法第5条の2～</p> <p>（改正）～法第5条の2第1項～</p> <p>【施行期日】</p> <p>平成30年4月1日</p>